

様式第3

会 議 録

会 議 名	平成30年度第4回野田市行政改革推進委員会
議題及び議題毎の 公開又は非公開の別	財政運営の健全化について(その1) (公開)
日 時	平成30年10月18日(木) 午後2時から午後3時20分まで
場 所	市役所高層棟8階 大会議室
出席者氏名	会 長 山本和也 副会長 田中かよ子 委 員 江原正子、染谷よし江、津佐清、中野祐三郎、 谷田貝しづ子、山崎清、横川しげ子 事務局 今村繁(副市長)、中沢哲夫(企画財政部長)、 佐賀忠(総務部長)、平野紀幸(児童家庭部長)、 金田昌丈(財政課長)、代田明洋(収税課長)、 富山芳則(管財課長)、小林利行(児童家庭課長)、 船橋高志(学校教育課長)、大久保貞則(行政管理課長)、 堀江賢司(行政管理課主幹)、武田真弓(行政管理課長補佐)、 大久保崇雄(行政管理課事務管理係長)、 島津奈身(行政管理課事務管理係主任主事)、 古谷尚久(行政管理課事務管理係主任主事)
欠席委員氏名	小松栄
傍 聴 者	無し
議 事	第4回野田市行政改革推進委員会の会議結果(概要) は、次のとおりである。

<p>行政管理課長補佐</p>	<p>平成30年10月18日午後2時、開会を宣言し、会議の成立について報告した。会議の公開及び傍聴並びに会議録及び会議資料の公開について説明した。</p> <p>会議録作成のため録音機を使用することについて了解を得た。</p> <p>議題 財政運営の健全化について(その1)</p> <p>山本会長 財政運営の健全化について(その1)の項目ごとに事務局の説明を求めた。</p> <p>行政管理課長 <資料に基づき、財政規律の堅持について説明></p> <p>山本会長 財政規律の堅持について質疑及び意見を求めた。</p> <p>山崎委員 資料5ページにある財政指標の推移について、将来負担比率は26年度が68.0%だが、29年度46.4%と4年間で約20ポイントも下がっている。将来負担比率が下がるということは、将来に対する負担が軽くなるということで指標的には良い傾向だと理解している。一方で、地方債残高については、29年度は約470億円となっており、26年度から約10億円増えている。地方債残高は借金であり、後で償還すると思う。そうすると、借金が増えているにもかかわらず、なぜ将来負担比率がこれほど大幅に下がるのか教えていただきたい。</p> <p>財政課長 確かに将来負担比率が20ポイントほど下がっているので良い傾向である。</p> <p>将来負担比率の算定では、地方債の中でも元利償還金が後年度の地方交付金で措置される地方債は控除される。将来的には交付税で措置されるため、将来負担にはならないという解釈である。その代表的なものとしては、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債があるが、全額が後年度の交付税で措置される。この臨時財政対策債を毎年度交付しているため、地方債発行残高が毎年増えているが、将来負担比率は下がっている。</p> <p>また、合併特例債という合併時に有利な地方債があり、それも元利償還金の7割が後年度の交付税で措置される。新市の財政向上ということで合併特例債を活用して各駅前広場などの整備に使われている。これも</p>
-----------------	--

山崎委員	<p>地方債残高に影響はするが、後年度の交付税で措置されるので、実質的な将来負担は下がる。</p>
財政課長	<p>資料では通常債分は臨時財政対策債と合併特例債を除いているとある。除いた上での通常債の額は169億円であり、一般会計地方債残高よりも300億円ぐらいは減る。しかし、赤字公債なので、いつかは返済しないといけないと思う。そう考えると、なぜ将来負担比率が20ポイントも下がるのかということが理解できない。</p>
山崎委員	<p>将来負担は地方債残高の影響が大きいですが、それ以外でも、現時点で契約等をして後年度に債務が発生する債務負担なども影響がある。そういったものも毎年償還しているため、将来負担比率が下がっている面もある。</p>
企画財政部長	<p>債務負担の償還もあるため、大幅に下がっているという説明だと思う。その辺がもう少し分かりやすく記述されていれば、もっと理解が深まると思う。</p>
	<p>繰り返しになるが、将来負担比率には地方債残高等全ての債務が計上される。ただし、その中で国が面倒を見てくれると約束している債務は控除している。</p> <p>資料にも書いてあるが、普通建設事業債など国が面倒を見てくれる部分がほとんどないものも多い。そういったものが年々減少してきて、臨時財政対策債などは増えてきている。その結果、国が面倒を見てくれる部分がない実質的な負債はかなり減っている。</p> <p>将来負担比率は地方債だけではないという話もあったが、例えばみずき小学校の費用は地方債を使わずに、別の資金の確保の手立てをとっている。これも負債ではあるが、そういったものの償還も進んできている。</p>
津佐委員	<p>財政調整基金残高比率について、市の場合29年度末で12.9%であり、近隣市と比較して低い数字であると資料に記載されている。ただ、26年度から29年度にかけて改善はしている。これは経費削減と自主財源の確保により改善したのか。</p> <p>また、持続可能で安定的な財政運営のために、安心</p>

財政課長

できる残高比率としてはどのくらいを目標にしているのか。

財政調整基金残高比率の増加の理由は、歳出面で経費削減というのもある。また、景気の状態や年度によって増減はあるが地方消費税交付金などの各種交付金が増えている。その結果、決算の剰余金が生じる場合はその一部を財政調整基金に積み立てることになっている。さらに、決算の収支の繰越しや補正予算等によって、収支の均衡化を図る際に、歳入の方が多い場合は、可能であれば財政調整基金に繰り入れることも理由の一つである。

今後、市としては財政調整基金について標準財政規模の20%を目標としている。ただ、当面は15%をなるべく早い段階で達成しようと考えている。市の場合、標準財政規模が約300億円になるので、20%である60億円を目標として確保しようとしている。

山本会長

財政規律の堅持については事務局の説明を了承することで良いか問う。

<異議無し>

山本会長

市税、保険料、使用料等の徴収率の向上について事務局の説明を求めた。

行政管理課長

<資料に基づき、市税、保険料、使用料等の徴収率の向上について説明>

山本会長

市税、保険料、使用料等の徴収率の向上について質疑及び意見を求めた。

津佐委員

市税や国民健康保険料などの徴収率は改善され上がっている。その点を高く評価したい。

ただ、32年度までの徴収率目標について、例えば市税に関しては、93.3%の目標に対して、既に29年度で94.83%を達成している。また、国民健康保険料も29年度に73.23%を達成しているが、32年度の目標を70%と想定している。これはいかななものか。

また、目標率で比べても例えば32年度は市税と国民健康保険料の目標率が23.3%開いている。それほど国民健康保険料の徴収は難しいのか。また、その

収税課長

改善策はあるのか。

今回の資料にある徴収率の目標は過去分をベースとして、行政改革大綱の見直しをした26年度当時に設定したものである。収税課でもいろいろと知恵を絞り、少しずつではあるが、徴収率が上がっている。また、目標ということではないが、32年度までのシミュレーションについては、大きな災害や大不況がないという前提において、市税は97.75%から98%の間で推移していくと見込んでいる。また、国民健康保険料は81.72%から82.62%の間で推移すると見ている。少なくともこの数字は堅持しなければならないと考えている。

次に、国民健康保険料の徴収が難しいのかという問いについて、徴収職員は滞納者に対して、督促状を発送した日から10日を経過した日までに納付されない場合は差押えしなければならないという法律の上で業務をしている。財産を探して、それを差し押さえて滞納している税金等に充当していく。しかし、国民健康保険の加入者は自営業が多く、ほかの健康保険の加入者と比べると給料収入のある方が少ない。給料は、最も発見しやすい財産であり、市税では給料を調査し、それを差押えできるが、国民健康保険はそういった方が少なく、その点で困難だと言える。

津佐委員

国民健康保険料は、28年度以前も少しずつは改善しているが、28年度と29年度を比べると著しく改善している。

29年度から徴収方法など変わったのではないかなと思う。その辺を明らかにしておいた方がいいのではないかな。そうすると、30年度や31年度はもっと改善されるのではないかなという予見ができる。

収税課長

まず27年度に、他市の市税等徴収の現状、他市の取組状況、徴収率上位団体と市の違いなどを調査研究した。それを踏まえて、28年度に行った取組は滞納がある方に対して文書で行う催告について、内容を大幅に変更した。具体的には、まず文章を目にしていたくことが一番重要であることから、封筒を身につく

物にし、封筒を開けたときに納付を意識付けるようなものに大幅に変えた。

また、特殊な滞納整理手法の習得を主な目的とし、東京都の主税局機動整理課に職員1名を派遣し、財産の捜索などこれまで市ではあまり行ってこなかった手法の勉強をした。29年度と30年度も職員を変えて、派遣を継続している。

さらに、28年度までは徴収職員が地区別に滞納整理等を担当していたが、29年度からは初動整理、滞留事案、特に徴収が困難な事案の三つに分け、金額別の担当制に変更した。このことによって、各徴収職員が類似した案件をまとめて見て処理をしていくことができ、事務効率は上がったと考えられる。

29年4月からは、市税等納付推進員という一般職非常勤職員を3名雇用し、窓口のファーストコンタクトや口座振替の勧奨などの事務を担当するようにした。それまでは正規職員が行っていたが、推進員にその事務を担わせることによって、その分の時間を滞納処分に使えるようになった。これも徴収率向上に影響している。

最後に先ほどの質問に対する回答の補足だが、徴収率は現年度分の徴収率、滞納繰越の徴収率、それらの合計の徴収率などいくつか指標がある。資料に書いてあるのは合計の徴収率で、なぜ国民健康保険料が低いのかということ、本来徴収しなければならない総額のうち、滞納繰越になってしまう割合が国民健康保険料の方が高い。したがって、合計の徴収率はなかなか上がらない。

田中副会長

資料10ページに住宅新築資金等貸付とあるが、これはどういった内容なのか。

また、資料13ページで市税の「現年度の徴収対策として自動電話催告の実施を検討する」とあるが、どういったものなのか。

児童家庭部長

住宅新築資金貸付事業は国の同和対策事業であり、同和関係者の生活環境の安定や向上を目指して、対象地域の住環境の整備を図る制度であった。

<p>収税課長</p>	<p>市では昭和53年に条例を制定し、同和関係者が住宅の新築や改築、宅地を取得する場合に資金を貸し出す制度を行っていた。国の制度が平成8年度に終了したので、市もその時点で制度を終了し、現在は貸付金の回収をしている状況である。</p>
<p>津佐委員</p>	<p>自動電話催告について回答する。現在は職員が直接電話を架けて催促している。しかし、つながらないことも多く、つながったとしても行政批判や世間話など税金以外の話で時間を取られてしまう現状がある。自動電話催告は1時間に100件ほど架けることができ、滞納者の方が自宅にいると思われる時間に設定することもできる。また、アンサーバック機能もあり、例えば、「この後納付します」、「相談に行きます」といった返答ができる機能もついている。数は少ないが導入している市区町村もあり、かなりの効果を上げている。そのため、市でも導入に向けて検討している。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>資料13ページに学校給食費について悪質滞納者への督促を一部法律事務所へ委託することを検討するとあるが、どういうことなのか教えてほしい。</p> <p>給食費の滞納は学校等で対策している。基本的に滞納額が10万円以上の者や納付誓約書を提出したにもかかわらず履行しない者などは、裁判所による支払督促申立をすることになっている。現在、その対象者はいないが、それ以外で滞納の解消ができないものはいくつかある。そのため、学校給食運営委員会で検討し、滞納対策についての事務処理を法律事務所に委託することを予定している。</p>
<p>山本会長 学校教育課長 谷田貝委員</p>	<p>現在はまだ行っていないということか。</p> <p>これから行う方向で調整中である。</p> <p>滞納額について、市税が11億円であり、国民健康保険料が15億円ということに驚いた。</p> <p>そのほかに子供関係の記載があるが、保育料、学校給食費、学童保育所保育料の滞納分を児童手当から徴収しているとある。この児童手当はそれぞれの滞納を全て網羅できるような金額なのか。</p>
<p>児童家庭課長</p>	<p>児童手当の額は子供の年齢や第1子、第2子、第3</p>

	<p>子の別によって違いがあり、まず、3歳未満は一律1万5千円である。3歳以上小学校修了前は第1子と第2子は1万円、第3子以降は1万5千円である。また、中学生は一律1万円である。それぞれの家庭によって様々だが、このような基準に基づき毎月の金額が決まっています。年に3回支払う。</p>
<p>谷田貝委員</p>	<p>25年度から制度化され、保育料、学校給食費、学童保育所保育料等を児童手当から支払うことができるようになった。ただ、それに基づいて、児童手当全額を滞納に充てるということではなく、実際に児童手当を受給している方と相談して金額を決めている。</p>
<p>山本会長</p>	<p>子供のための児童手当として支給されているお金が、目的のために使われないということがあってはいけないと思っている。</p>
<p>山本会長</p>	<p>市税、保険料、使用料等の徴収率の向上については事務局の説明を了承することで良いか問う。</p>
<p>山本会長</p>	<p><異議無し></p>
<p>山本会長</p>	<p>入札及び契約制度の見直しについて事務局の説明を求めた。</p>
<p>行政管理課長</p>	<p><資料に基づき、入札及び契約制度の見直しについて説明></p>
<p>山本会長</p>	<p>入札及び契約制度の見直しについて質疑及び意見を求めた。</p>
<p>山崎委員</p>	<p>落札率は予定価格と落札額から求められるものだと思う。工事全体では、29年度は97.61%と近隣市10市と比べて4ポイントほど高い。資料19ページの冒頭では、落札率が高いことについて原因が不明と記載されている。しかし、この状況が少なくとも5年も経過している。予定価格に近い額で落札されているということは、端的に言うと業者の競争原理が働いていないことである。また、落札率が高いということは落札率の低い自治体と比べると、その分、税金が多く投入されていることになる。</p> <p>測量コンサルについては、29年度は予定価格に対して73.14%と競争が相当働いている。しかし、それ以外は近隣10市と比べて高い傾向にある。落札</p>

<p>管財課長</p>	<p>率が低い市が具体的にどのような取組を行っているかをよく調査して、市もそれらを取り入れて、できるだけ落札率を下げることができないかと感じた。</p> <p>確かに難しい面もあるかと思うが、原因不明ではなく、もう少し力を入れて早急に改善していただきたい。</p> <p>まず、落札率は低すぎれば調査などを行うが、財政面から見れば落札率は低い方がいい。一方、市では公契約条例を施行しているの、従事者の賃金や工事などの品質確保の面から考えると、落札率が低いことが良いのかというところもある。ただ、近隣市の中でも落札率が最も高いという現状がある。そのため、近隣市の取組を調査し、近隣市並みの落札率を目指した取組を行っていきたいと考えている。</p>
<p>山本会長</p>	<p>今の発言については、次期行政改革大綱の考え方の中でも、「落札率が高くなっている状況を分析」としているの、そのように対応していただきたい。</p> <p>入札及び契約制度の見直しについては事務局の説明を了承することで良いか問う。</p>
<p>山本会長 行政管理課長 中野委員</p>	<p>< 異議無し ></p> <p>その他、連絡事項の有無を事務局に問う。</p> <p>< 次回の日程をお知らせする。 ></p> <p>行政改革推進委員会に何回か出席して、市の行政が少し分かってきた。今日も話を聞いて非常に優れた取組をしていただいていることが分かったが、市の財政が厳しいということや、そのような取組を行っていることは知らなかった。それがよく分からないと、どうしてもいろいろな要望を出してしまう。そのため、市の取組を市民の方に周知すべきだと思った。</p>
<p>副市長</p>	<p>周知については、市報等で財政状況などを取り上げているが、読みにくい面もある。分かりやすくするのはなかなか難しい面もあるが工夫していきたい。</p>
<p>中野委員</p>	<p>督促状も未納だと分かりやすいように工夫したと説明があった。資料を少し見ただけでは、私たちにはすぐ分からないので分かりやすくしてほしい。</p>
<p>企画財政部長</p>	<p>分かりやすい資料という要望を受け、29年度から</p>

	<p>市のホームページで決算状況を「わかりやすく解説野田市の財政」として公開している。ホームページの中でも深いところに入っているので少し探しにくいですが、分かりやすく理解できるように書いているので、比較的読みやすいと思う。</p>
<p>中野委員</p>	<p>財政は前年度との関係や貸し借りもあり複雑なため一般的には難しい。例えば、その年度のを分かりやすくしていただくと理解しやすいのではないかと。</p>
<p>企画財政部長</p>	<p>その年の決算状況、経年の推移や近隣市との大枠での比較などを記載しているのでは是非御覧いただきたいと思う。</p>
<p>津佐委員</p>	<p>私はよく市のホームページを見るが、更新が止まってしまっているものが見受けられる。忙しいとは思いますが、更新していただきたいと思う。</p>
<p>企画財政部長 山本会長</p>	<p>私の指揮下であるので、注意して再度点検する。 午後3時20分、閉会を宣言した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>会議の次第を記録する。</p>